

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

発行：山口県教育委員会
令和2年5月15日

1 事案名

- 交通事故直後の対応

2 事故の概要

◇ 事例1

- 通勤途中、信号機のある交差点を左折していたところ、横断歩道を走行中の自転車と接触



自転車転倒

◇ 事例2

- 道幅の狭い道路において対向車と離合中、ドアミラー同士が接触



ドアミラー破損

3 事故直後等の対応

◇ 事例1

【事故直後】

- 安全な場所に車を止め、相手の負傷状況等を確認する。
- 負傷及び自転車の破損がなかったことから、自分の連絡先を伝え、現場から離れる。

【事故当日】

- 本人が交通事故の概要を校長に報告する。(警察に報告していないことが判明)

◇ 事例2

【事故直後】

- 接触したという認識はあったものの、後続車があったことから、現場から少し離れた場所に駐車し、現場に戻る。
- 現場付近に相手車が見当たらなかったことから、現場から離れる。

【事故から数日後】

- 警察から本人に連絡があり、事故当時の状況等を聞かれる。

4 適切な対応

- 道路交通法第72条に、当該交通事故の車両の運転手に対して、以下のような義務が定められている。

□ 救護措置義務

- (1) 車両の運転を停止し、
- (2) 負傷者を救護し、
- (3) 道路における危険を防止する措置を講じなければならない。(三角停止表示板、発煙筒の設置等)

□ 警察への報告義務

- 事例1については、被害者とその場で話し合いによって解決したつもりであっても、その後、負傷が発覚し被害者の家族等から通報されると、救護措置義務違反及び報告義務違反【ひき逃げ】となる可能性がある。

- 事例2については、報告義務違反【当て逃げ】となる可能性がある。

※ 以上のことから、どんなに軽微(負傷及び破損なし)な交通事故でも確実に警察に通報することが必要です。

5 罰則等

□ 救護措置義務違反

◎ 死傷事故の場合

◇ 罰則

- ・ 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(人の死傷が運転者の運転に起因する場合)

- ・ 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(上記以外の場合)

◇ 違反点

35点

◎ 物損事故の場合

◇ 罰則

- ・ 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

◇ 付加点

5点

□ 報告義務違反

◇ 罰則

- ・ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金